

平成 1 4 年 9 月 2 6 日

規制改革に関する要望書

～ 新産業創出、雇用創出により、活力ある企業社会を実現するために～

社団法人ニュービジネス協議会

会 長 志 太 勤

法制政策委員長 小林 俊一

はじめに

新規産業や新たな雇用の創出なしに日本経済の構造改革も日本経済の再生も困難であります。しかるに長期間にわたる開業率と廃業率の逆転現象が示すように、日本経済の活力は低下したままで、長期不況克服のメドが立っておりません。

一方、グローバル化が進む市場経済で、日本の産業構造・社会構造の変化に対応して、新しく様々なビジネスチャンスに挑戦する絶好の機会が到来しているともいえます。将来性ある新規産業や新たな雇用の創出を活性化するためには、広く各産業分野における規制撤廃、緩和を一挙に推し進めることが必要不可欠であります。

以上の認識のもと、多くの規制緩和要望項目のうち、当協議会は、とくに以下の項目を重点的に規制改革することを要望いたします。

【規制改革要望項目】

- 1 . 起業しやすい環境整備
- 2 . 再起可能な環境整備
- 3 . 人材確保支援
- 4 . 官公需・公共事業市場の開放促進
- 5 . 医療、福祉、保育、農業の各分野への民間参入の促進
- 6 . その他

1．起業しやすい環境整備

起業に際しての資金調達や設立手続きの煩雑性を緩和し、より簡易な起業制度を整備する。

最低資本金制度の緩和

設立手続きの簡素化・一元化

株式会社設立には米国の1～2日に対し、最低2週間程度かかるといわれる。また、設立後の各種公的申請についても申請すべき省庁・自治体が多く煩雑であり、電子化が進んでいない等の問題点がある。設立手続きの簡素化・迅速化、各種手続きの窓口一元化などが求められる。

2．再起可能な環境整備

間接金融に際しては個人保証を徴することが一般的である。しかし、事業に失敗した場合のリスクは大きく、資産を失い再起不能となることへの懸念から起業をためらう人も多い。再起可能な風土の形成は起業促進には極めて重要であり、失敗した場合のリスクの軽減を図るべきである。

個人保証にかかる禁止差押財産、自由財産の範囲の拡大

衣服、家具など生活必需品に限定された禁止差押財産の範囲を、一定価額内の住居・自動車・債務者及び扶養家族の生活費など米国並みに拡大

3．人材確保支援

新規起業者にとって人材の確保は困難であり、経営上大きな問題となっている。派遣労働、有期雇用の活用等により業容、業務内容に応じた適切な人材確保を可能とすることで、柔軟な経営が可能となり、起業促進、雇用拡大への効果が期待される。

労働者派遣制度について製造業等対象業務の拡大、派遣期間の原則3年への拡大

労働者派遣制度について、対象となる業務を拡大するとともに、原則1年となっている派遣期間を旧適用対象26業務に合わせ原則3年に拡大する。

有期労働契約について原則5年への拡大

現在、60歳以上の高齢者等特定の場合のみ3年間の有期雇用契約が認められているが、これを5年に拡大する。

職業紹介業務につき、求職者からの手数料徴収に関する年収要件の大幅な緩和

芸能人、モデル、年収1200万円以上の科学技術者、経営管理者等特定の場合のみ認められている要件を引下げ、求職者からの手数料徴収の対象者を拡大する。

4. 官公需・公共事業市場の開放促進

起業促進・成長のためには、官公需市場のより一層の開放が望まれる。事業実績、業績等事業遂行能力確認、また、「実績」「経験」を重視する官公需調達により、技術力があっても創業間もなく規模的にも小さい中小企業等の参入が困難な場合がある。技術力のある中小企業等の入札参加を拡大するため運用弾力化を図るべきである。

国の物品の製造・販売等にかかる一般競争入札等の競争契約の運用弾力化

「事業者の営業年数」「年間平均生産高」などによる事業者の等級付け等の入札参加資格を見直し、入札参加資格を拡大

公共事業契約に係る入札参加資格についての運用弾力化

「工事、製造又は販売実績」等を参加資格とする場合、契約実績について民間契約も同等に取り扱い、新規参入の機会を拡大する

5 . 医療、福祉、保育、農業の各分野への民間参入の促進

医療、福祉、保育、農業分野への民間参入促進は効率的で利用者のニーズに合った多様なサービスの提供を可能とする。従って、株式会社をはじめとする民間参入促進に係る規制の緩和を行なうべきである。

医療分野への株式会社参入

特別養護老人ホームへの株式会社参入

株式会社のケアハウス参入の要件緩和

募集、料金設定の弾力化等認可保育園の運営基準緩和。公有財産の活用やPFI方式の活用などによる公設民営の促進。

農業分野における株式会社参入の一層の推進

6 . その他

官から民への事業移管の推進

行政窓口一元・統合化の推進

行政窓口の民間委託の解禁

特許・商標等に関する出願・審査手続きの簡素・迅速化

動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化